

高島町農地利用最適化推進委員

【募集要項】

1 募集人数

12人

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

3 報酬

基本給：年額201,000円

能率給：予算の範囲内で町長が定める額

4 主な業務内容

(1) 担当区域を持ち、その区域（下表参照）において優良農地の確保と農地の有効利用に資する活動を行ないます。

○農地利用最適化推進委員の担当区域（地区名）

地区名	区域	集落名
高島地区 定数2人	1区	大町一、大町二、大町三、横町、桜木町、幸町一、幸町二、幸町三、荒町一、荒町二、元町、元町三、北目、旭町、高安、泉岡、塩森、飯森、弥生町
	2区	御入水、青葉町、緑町、安久津一、安久津二、鳥居町、駄子町、蛭沢、入蛭沢、金原湯在家、金原熊の前、金原新田、小郡山
二井宿地区 定数1人	1区	二井宿地区全域
屋代地区 定数3人	1区	時沢、野手倉、日向、大笹生、細越、山越、根岸
	2区	深上、西館、中組、砂押、大新、中才、竹上、竹中、竹下、竹向
	3区	東本町、桐町、館の内、柏木目、相森、西本町、山崎、三条目、川沼
亀岡地区 定数2人	1区	亀岡一、亀岡二、亀岡三、亀岡四、入生田西、入生田北、船橋、文殊ヶ丘
	2区	入生田南、露藤上、露藤中、露藤下、中島北、中島南
和田地区 定数2人	1区	上和田第一、上和田第二、上和田第三、両組、川北上、海上小倉、川北下、立石、中和田東部、中和田西部、元和田北、元和田西
	2区	下和田12、下和田北、下和田南、馬頭東、馬頭西、佐沢上、佐沢下、南佐沢
糠野目地区 定数2人	1区	三軒屋、上町、仲町、家中、宮町、共栄、小其塚、上平柳、蛇口
	2区	下町、沢口、西町、本町、駅前、元山崎、上山崎、津久茂、夏刈、中瀬、石岡、若葉平、駅東

(2) 具体的な業務（農地利用の最適化の推進を重点とした業務）

- ① 遊休農地の発生防止・解消
- ② 担い手への農地集積・集約化、地域計画に係る話し合いへの参加
- ③ 農地法第3条で申請があった農地の現地調査
- ④ 必要に応じて農業委員会の会議等への参加

5 応募資格

(1) 担当区域において、農業委員とともに農地等の利用の最適化の推進に取り組むための活動ができる者。ただし、次の者は除きます。

- ① 高島町に住所を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者
- ④ 暴力団対策法に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- ⑤ 高島町の職員又は高島町が設置する他の附属機関等の委員

(2) 自薦他薦は問いません。他薦の場合は3人以上の推薦者が必要です。（団体、組織推薦は、代表者1人のみで可）

6 応募方法

(1) 他薦または自薦によります。

(2) 所定の届出様式（推薦用と応募用の2種類があります。）に必要事項を記入のうえ、直接または郵送で高島町農業委員会事務局へ提出してください。

(3) 届出様式は、農業委員会事務局（役場2階）でお受け取りいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

7 提出先

高島町農業委員会事務局（役場2階） ※3月30日（月）午後5時必着

8 その他

(1) 応募者数が定数を超えた場合は、応募書類をもとに決定します。

(2) 法令の定めにより、受付期間中の中間及び期間終了後に、住所、電話番号等を除く届出書の記載事項を町ホームページで公表しますので、予めご承知おきください。

(3) 詳細は、農業委員会事務局へお問い合わせください。